愛媛労働局

Press Release

愛 媛 労 働 局 発 表
令和３年５月 28 日

報道関係者　各位

[照会先]
【担当】
愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長　　岸田　建夫
主任産業安全専門官　中野　邦宏
電話 089－935－5204（内線 470）

７月１日から令和３年度「全国安全週間」が始まります

～今年のスローガンは「持続可能な安全管理　未来へつなぐ安全職場」～

厚生労働省及び愛媛労働局は、７月１日から７日までの１週間、

持続可能な安全管理　未来へつなぐ安全職場

をスローガンに掲げて、「全国安全週間」を全国一斉に展開します。

労働災害は、長期的には減少しているものの、近年は増減を繰り返している状況にあります。県内における令和２年の死亡者数は 11 人と２年ぶりに減少したものの、休業４日以上の死傷者数は 1,552 人と、高齢者の労働災害、第三次産業における転倒災害が多発していることに加え、新型コロナウイルス感染症等により２年ぶりの増加となりました。

そこで、令和３年度の「全国安全週間」では、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくことにより、すべての働く人が安心して安全に働くことのできる職場の実現を呼びかけることとしています。

愛媛労働局では、安全衛生表彰、労働局長によるパトロールを実施するほか、県内の各労働基準監督署では事業場に対するパトロールを実施し、全国安全週間を契機とした労働災害防止の徹底を図ることとしています。

また、各事業場では、７月１日（木）から７日（水）の全国安全週間本番に向けて、６月１日（火）から 30 日（水）までを準備期間として、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策に留意しながら各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の実施などの取組を行うこととされています。

【令和３年度（第 94 回）全国安全週間の取組概要】

１　スローガン

持続可能な安全管理　未来へつなぐ安全職場

２　期間

７月１日から７月７日（準備期間：６月１日から６月 30 日）

３　愛媛労働局、各労働基準監督署の期間中の実施事項

① 安全衛生に係る表彰（厚生労働大臣表彰伝達及び愛媛労働局長表彰）

日時：７月１日（木）（時間未定）

場所：愛媛労働局

（被表彰者等については別途発表します）

② 愛媛労働局長による現場パトロールの実施

日時：７月２日（金）午前１０時～

場所：松山市内の現場を予定

（パトロールの詳細は別途発表します）

③ 全国安全週間の取組の周知啓発

例年、労働災害防止団体と連携して各地で実施している「全国安全週間説明会」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、愛媛労働局のホームページ及び関係団体のホームページにメッセージ動画、関係資料等を掲載

④ 各労働基準監督署による事業場の個別指導等の実施

⑤ 関係団体等が行う全国安全週間行事、パトロール等への参加

【別添資料】

資料１　令和３年度全国安全週間実施要綱

資料２　令和２年　業種別労働災害発生状況

資料３　令和２年の死傷災害

資料４　エイジフレンドリーガイドライン（リーフレット）

資料５　ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト（リーフレット）

資料６　ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン（リーフレット）

資料1

令和３年度全国安全週間実施要綱

１　趣　旨

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 94 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和２年の労働災害による死亡者数は３年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業４日以上の労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和３年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理　未来へつなぐ安全職場

２　期　間

７月１日から７月７日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、６月１日から６月 30 日までを準備期間とする。

３　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

４　協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

５　協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

６　実施者

各事業場

７　主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「３つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。
（１）安全広報資料等の作成、配布を行う。
（２）様々な広報媒体を通じて広報を行う。
（３）安全パトロール等を実施する。
（４）安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
（５）安全衛生に係る表彰を行う。
（６）「国民安全の日」（７月１日）の行事に協力する。
（７）事業場の実施事項について指導援助する。
（８）その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

８　協力者への依頼

主唱者は、上記７の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

９　実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「３つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

（１）全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
②安全パトロールによる職場の総点検の実施
③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

（２）継続的に実施する事項
①　安全衛生活動の推進
ア　安全衛生管理体制の確立
（ア）年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
（イ）経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
（ウ）安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
（エ）労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるＰＤＣＡサイクルの確立
イ　安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
（ア）経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
（イ）就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
（ウ）災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
（エ）労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ　自主的な安全衛生活動の促進

（ア）発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

（イ）職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ　リスクアセスメントの実施

（ア）リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

（イ）ＳＤＳ（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ　その他の取組

（ア）安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

（イ）外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

（ウ）策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

②　業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア　小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

（ア）全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

（イ）経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

（ウ）職場点検、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

（エ）安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ　陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

（ア）荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

（イ）積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

（ウ）歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

（エ）トラックの逸走防止措置の実施

（オ）トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ　建設業における労働災害防止対策

（ア）一般的事項

a　足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b　職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c　元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d　建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（イ）自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

a　輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b　一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ　製造業における労働災害防止対策

（ア）機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

（イ）機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

（ウ）作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
（エ）高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
（オ）製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ　林業の労働災害防止対策
（ア）チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
（イ）木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③　業種横断的な労働災害防止対策

ア　高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
（ア）「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
（イ）母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
（ウ）派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
（エ）派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ　転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）
（ア）作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
（イ）照度の確保、手すりや滑り止めの設置
（ウ）危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
（エ）転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ　交通労働災害防止対策
（ア）適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
（イ）飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
（ウ）災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
（エ）飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ　熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン）
（ア）ＷＢＧＴ値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
（イ）計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
（ウ）自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
（エ）熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
（オ）熱中症予防に関する教育の実施
（カ）異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
（キ）熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

資料　2

令和２年　業種別労働災害発生状況

愛　媛　労　働　局

業種別		局		増減	
		２年	元年	件数	増減率
全産業		(11) 1552	(16) 1490	+62	+4.2%
製造業		(6) 445	(3) 412	+33	+8.0%
製造業	食料品製造業	125	97	+28	+28.9%
	繊維工業	10	8	+2	+25.0%
	その他の繊維製品	6	5	+1	+20.0%
	木材・木製品製造業	31	(1) 34	-3	-8.8%
	家具・装備品製造業	5	6	-1	-16.7%
	パルプ・紙製造業	(1) 23	15	+8	+53.3%
	紙加工品製造業	27	(1) 36	-9	-25.0%
	印刷・製本業	6	3	+3	+100.0%
	化学工業	15	13	+2	+15.4%
	窯業土石製品製造業	18	21	-3	-14.3%
	鉄鋼業	10	2	+8	+400.0%
	非鉄金属製造業	1	(1) 3	-2	-66.7%
	金属製品製造業	(1) 48	51	-3	-5.9%
	一般機械器具製造業	28	32	-4	-12.5%
	電気機械器具製造業	5	6	-1	-16.7%
	輸送用機械器具製造業	(4) 54	52	+2	+3.8%
	電気・ガス・水道業				
	その他の製造業	33	28	+5	+17.9%
鉱業		4	(1) 3	+1	+33.3%
建設業		(3) 192	(10) 183	+9	+4.9%
建設業	土木工事業	(1) 54	(2) 56	-2	-3.6%
	建築工事業	(1) 91	(5) 80	+11	+13.8%
	うち木造家屋建築工事業	28	(1) 25	+3	+12.0%
	その他の建設業	(1) 47	(3) 47	±0	±0
鉄道・道路旅客業		16	12	+4	+33.3%
道路貨物運送業		157	168	-11	-6.5%
貨物取扱業		14	(1) 16	-2	-12.5%
	うち港湾運送業	7	(1) 8	-1	-12.5%
農業		40	43	-3	-7.0%
林業		31	40	-9	-22.5%
畜産・水産業		21	15	+6	+40.0%
商業		211	182	+29	+15.9%
	うち小売業	160	130	+30	+23.1%
金融広告業		13	13	±0	±0
映画・演劇業		1			
通信業		21	24	-3	-12.5%
教育研究		15	18	-3	-16.7%
保健衛生業		218	154	+64	+41.6%
	うち社会福祉施設	141	99	+42	+42.4%
接客娯楽業		56	73	-17	-23.3%
	うち飲食業	34	42	-8	-19.0%
清掃と畜業		(1) 54	70	-16	-22.9%
官公署			1		
その他の事業		(1) 43	(1) 63	-20	-31.7%

※労働者死傷病報告書による休業４日以上の死傷者数を集計したもので、（　）内は、死亡者数を表し内数である。

資料　3

令和２年の死傷災害

(1) 死傷者数の推移

愛媛県下の労働災害による全産業の休業４日以上の死傷者数（休業４日以上、以下同じ）は、昭和 50 年代には5,000 人台で推移していましたが、その後長期的に減少傾向にあり、平成 21 年に 1,440 人となりました。その後、平成 22 年以降 1,500 人台、平成 25 年以降 1,400 人台で推移し、平成 27 年は過去最少の 1,405 人となりましたが、以降増加に転じ、令和２年の死傷者数は 1,552 人で前年比+62 人（+4.2%）となりました。

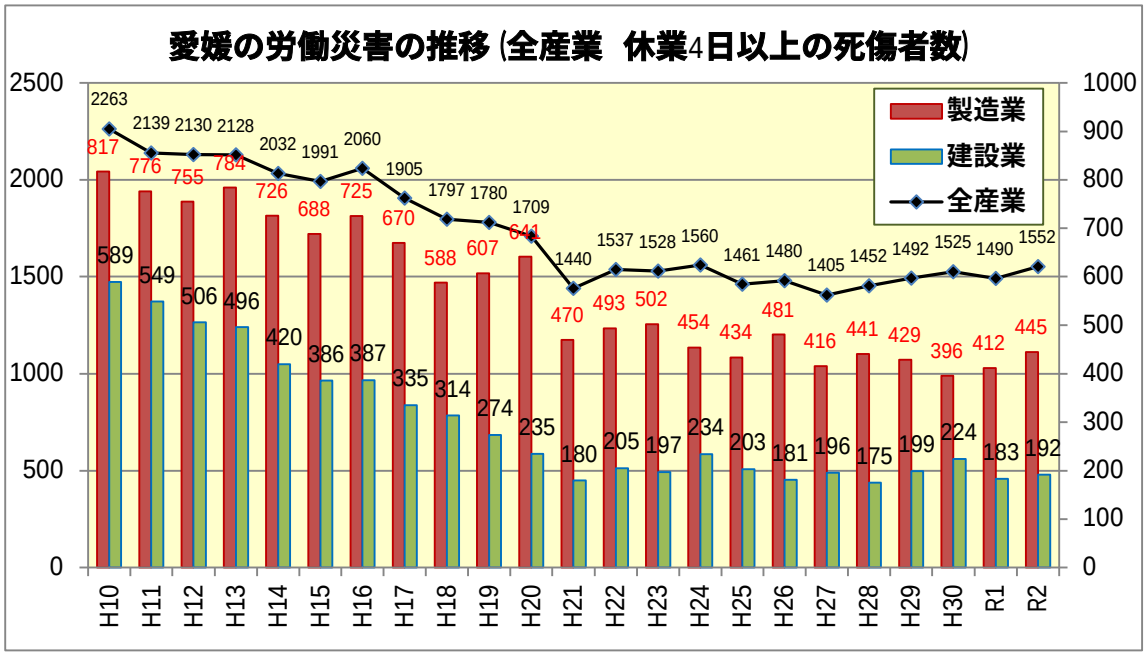

(2) 主な業種別の発生状況

製造業では 445 人（全産業に占める割合は 28.7%、前年比 33 人、8.0%増加）で最も多く、次いで保健衛生業が 218 人(同 14.0%、前年比 42 人、42.4%増加)、商業が 211 人(同 13.6%、前年比 29 人、15.9%増加)、建設業が 192 人（同 12.4%、前年比 9 人、4.9%増加)、道路貨物運送業が 157 人（同 10.1%、前年比 11 人、6.5%減少)、この５業種で全体の 78.8%を占めています。

第三次産業は 632 人（同 40.7%、前年比 34 人、5.7%増加）となっています。

■業種別の死傷者数■（増加業種は黄色で表示）　（人）

	令和２年	令和元年	増減数	増減率（%）
全産業	1,552	1,490	+62	+4.2%
製造業	445	412	+33	+8.0%
建設業	192	183	+9	+4.9%
道路貨物運送業	157	168	-11	-6.5%
林業	31	40	-9	-22.5%
第三次産業	632	598	+34	+5.7%
うち商業	211	182	+29	+15.9%
うち小売業	160	130	+30	+23.1%
うち保健衛生業	218	154	+64	+41.6%
うち社会福祉施設	141	99	+42	+42.4%
うち接客娯楽業	56	73	-17	-23.3%
うち飲食店	34	42	-8	-19.9%
うちその他の第三次産業	147	189	-42	-22.2%
上記以外	95	89	-6	-6.7%

資料 4

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で**1.5倍**）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**(2019年は27%)

労働災害発生率は、若年層に比べ**高年齢層で高い**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞

高齢者は被災しやすい！

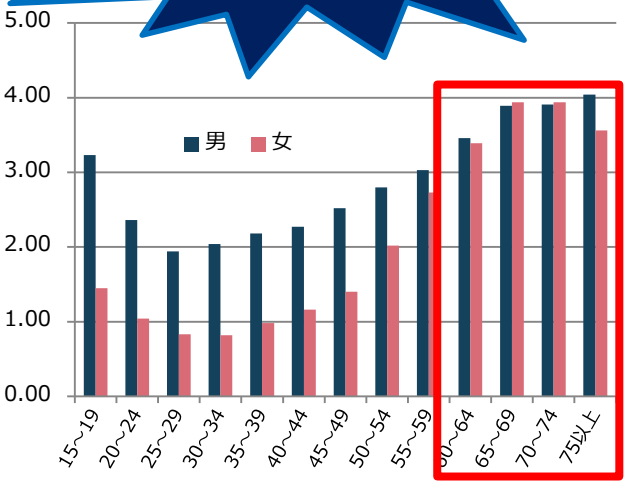

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業４日以上）の発生件数

出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞

労働災害が重症化しやすい！

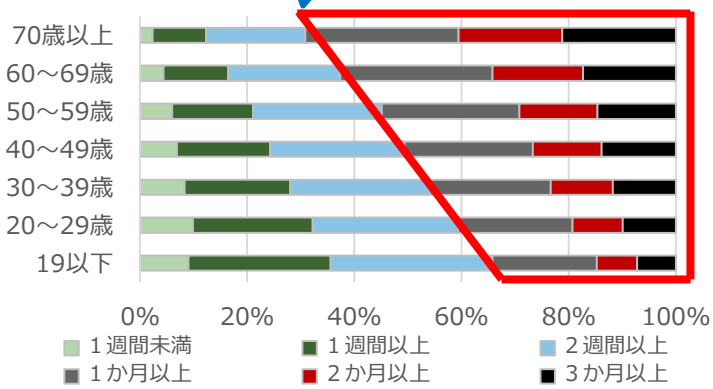

出典：労働者死傷病報告（2019年）

労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…

安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（４ページ参照）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、**実施可能な対策に取り組みましょう**。

1　はじめに

・企業の**経営トップが**取り組む**方針を表明し、担当者や組織を指定**します
・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

2　職場環境の改善

(1)　身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

⚘対策の例⚘

通路を含め作業場所の照度を確保する

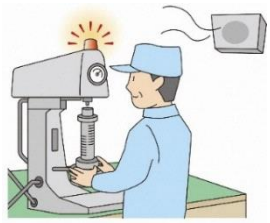

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

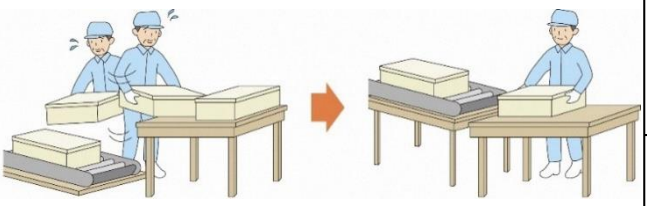

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

防滑靴を利用させる

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

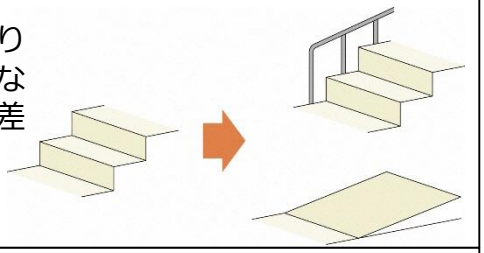

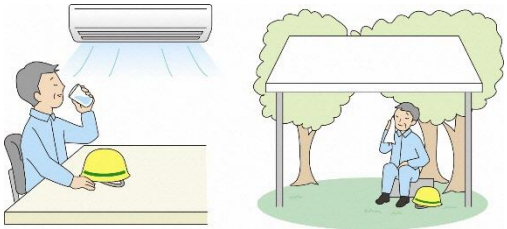

涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
・パワーアシストスーツ等を導入する　等

(2)　高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直し**ます。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)　健康状況の把握
- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2)　体力の状況の把握
- 主に高年齢労働者を対象とした**体力チェックを継続的に行う**よう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

⦚注意点⦚
- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

Ⅰ　身体機能計測結果

①２ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は＿＿cm／＿＿cm(身長)＝＿＿
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
結果／身長	～1.24	1.25～1.38	1.39～1.46	1.47～1.65	1.66～

②座位ステッピングテスト（敏捷性）
あなたの結果は＿＿回／ 20秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25～28	29～43	44～47	48～

③ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は＿＿cm
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	～19	20～29	30～35	36～39	40～

④閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は＿＿秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～7	7.1～17	17.1～55	55.1～90	90.1～

⑤開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は＿＿秒
下の評価表に当てはめると →評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～15	15.1～30	30.1～84	84.1～120	120.1～

詳しくは
こちら⇒

身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

(3)　健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)　個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2)　高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3)　心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

⦚取組の例⦚

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
https://youtu.be/9jCi6oXS8IY
（令和元年度厚生労働科学研究費補助金　労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）

全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP)　→

5　安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- **再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練**を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

⚘参考：ストレッチの例⚘

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

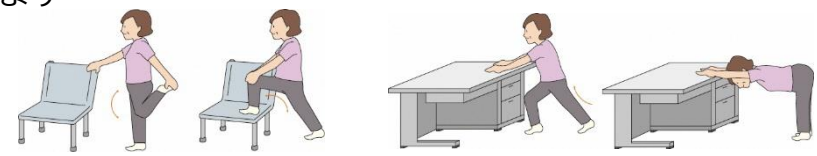

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。

■ **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間　令和２年６月12日～令和２年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率：　１／２

上限額：　**１００万円**（消費税を含む）

詳しくは
こちら⇒
（厚労省HP）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507　📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
（土日祝休み）

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場　安全衛生サポート事業　個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

無料

労働災害防止団体　問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

無料

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- ●能力開発に関すること
- ●健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（http://www.jeed.or.jp）から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（https://www.elder.jeed.or.jp/）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています

（R2. 8）

資料 5

STOP! 転倒災害

プロジェクト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

	チェック項目	☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	☐
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！　次頁の「見える化」も効果的です!!

まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。
危険場所に下の**ステッカーの掲示**を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

切り取り線

転倒危険！

コメント

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため**「STOP！転倒災害プロジェクト」**を推進しています。 STOP！ 転倒 検索

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴１ **転倒災害は最も多い労働災害！**

休業４日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.8万件**と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴２ **特に高年齢者で多く発生！**

高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが**約３倍**に増加します。

特徴３ **休業１か月以上が約6割！**

転倒災害による休業期間は**約６割が１か月以上**となっています。

特徴４ **冬季に多く発生！**

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。

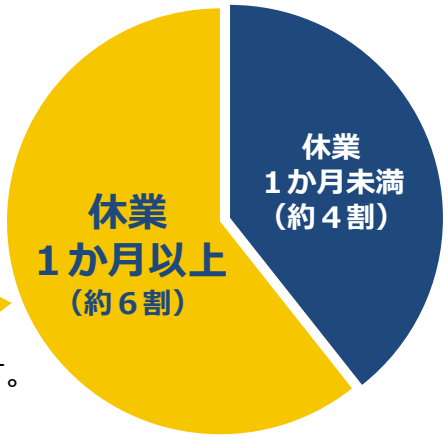

「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく３種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
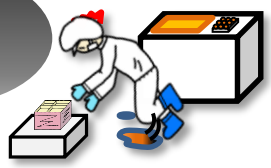		
<主な原因> ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 ・路面等が凍結している。	<主な原因> ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	<主な原因> ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

４Ｓ(整理･整頓･清掃･清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水､油､粉など）を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消	・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作業しない	・移動や作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！ STOP！ 転倒 検索

「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」

（2018.11）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料　6

STOP！熱中症　2021年５月～９月

クールワークキャンペーン

社内教育に、ポータルサイトを活用しましょう

●実施期間：令和３年5月1日から9月30日まで（準備期間４月、重点取組期間７月）

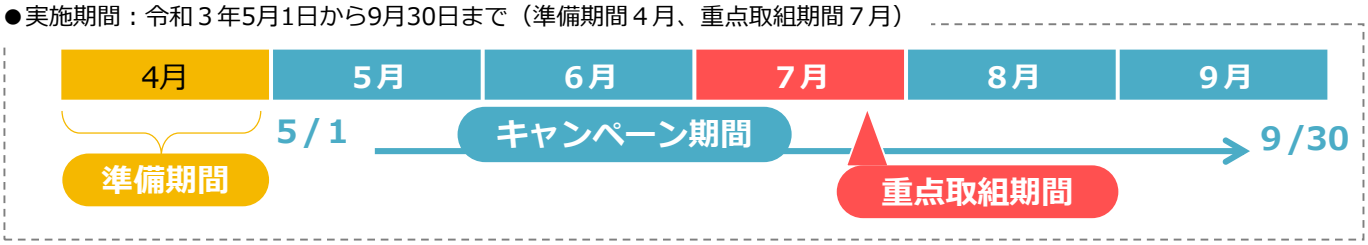

熱中症は、気温が上がり始める5月下旬から発生しています
湿度が高くなる6月下旬に増加します
７月に暑さが増すと、救急搬送が急増します

2021年５月　ポータルサイトを充実させました

スマートフォン対応

- 社内の熱中症予防担当者向け、E-learning教材
- 昨年の講習会の動画を掲載
- 2021年3月のJIS Z 8504改正に対応して通達を更新

QRコード

＜安全衛生機関や関係企業のみなさま＞
ホームページに、ぜひリンクを掲載ください。
＜熱中症に取り組む企業のみなさま＞
イントラネットにリンクを掲載し、社内教育に活用ください。

ポータルサイトはこちら　https://neccyusho.mhlw.go.jp/
バナーは、こちらから切り取って活用ください　ページ下部
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/index.html

（R３.5）